

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
1	1	放送内容反訳書		原本
		H19.5.27(放送日)		
		原告ら代理人		
	2	放送内容反訳書	本件被告発言の内容並びにこれを含む放送中の被告及びその他の出演者の発言内容(甲1の1の反訳範囲を拡張し,反訳の誤りを訂正したもの)	原本
		H19.5.27(放送日)		
		原告ら代理人		
2	1	懲戒に関する調査の開始について(通知)	原告らに対する綱紀調査の開始及びその通知書に別紙として添付された各懲戒請求書の記載内容(別紙記載の氏名住所の一部に墨塗りを施した)	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	2	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	3	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	4	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	5	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	6	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
	7	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		
	8	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		
	9	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.11		
		広島弁護士会会長		
	10	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.12		
		広島弁護士会会長		
	11	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.20		
		広島弁護士会会長		
	12	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.27		
		広島弁護士会会長		
	13	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.3		
		広島弁護士会会長		
	14	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.10		
		広島弁護士会会長		

証拠 番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
	15	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.20		
		広島弁護士会会長		
	16	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.24		
		広島弁護士会会長		
	17	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.30		
		広島弁護士会会長		
3		光事件弁護資料(差戻控訴審)	本件刑事事件における弁護人の主張内容。	原本
		H19.8.1		
		光事件差戻控訴審弁護団		
4		光市裁判(書籍)	本件刑事事件の最高裁における 辩护人・検察官の弁論全文が本件 被告発言の相当以前に公刊され ていること及びその内容。	原本
		H18.10.7		
		年報・死刑廃止編集委員会		
5	1	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(1)』	被告作成のブログの記載内容。 8月6日報告集会に出席した前後 の被告の本件刑事事件及び刑事 裁判全般に関する認識・主張及び その変化・変遷。	写し
		H19.8.7		
		被告		
	2	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(2)』	同上	写し
		H19.8.7		
		被告		
	3	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(3)』	同上	写し
		H19.8.10		
		被告		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
	4	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(4)』	同上	写し
H19.8.10				
被告				
	5	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(5)』	同上	写し
H19.8.29				
被告				
	6	橋下徹のLawyer's EYE 『私が提訴されたことにつきまして』	被告作成のブログの記載内容。本訴提起を受けてからも、被告が扇動発言を取り消したり中止を促したりしていないこと。	写し
H19.9.7				
被告				
	7	橋下徹のLawyer's EYE 『私から皆様へのお願い』	同上	写し
H19.9.7				
被告				
	8	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に懲戒請求された方へ』	被告作成のブログの記載内容。本訴提起を受けてからも、被告が扇動発言を取り消したり中止を促したりしないばかりか、損害賠償責任を負う危険を全面的に否定して、安易な懲戒請求をさらに助長していること。	写し
H19.9.7				
被告				
	9	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に懲戒請求された方へ』	同上	写し
H19.9.8				
被告				

証拠 番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
	10	橋下徹のLawyer's EYE 『9 / 20に提出した答弁書』	被告作成のブログの記載内容。 本訴における答弁書を広く公開して、 個々の懲戒請求を正当化することによって、 さらなる懲戒請求を心理的に促していること。	写し
		H19.9.21		
		被告		
	11	橋下徹のLawyer's EYE 『原告ら記者会見について』	被告作成のブログの記載内容。 自らも懲戒請求をすると宣言することによって、 個々の懲戒請求を正当化し、さらなる懲戒請求を心理的に促していること。	写し
		H19.9.28		
		被告		
	12	橋下徹のLawyer's EYE 『説明責任』	被告作成のブログの記載内容。 被告の刑事裁判に対する考え方及び 本件刑事事件に関する認識。	写し
		H19.9.28		
		被告		
	13	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ』	同上	写し
		H19.9.30		
		被告		
	14	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ(2)』	同上	写し
		H19.10.6		
		被告		
	15	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明書を受領した方へ(1)』	被告作成のブログの記載内容。 原告今枝から懲戒請求者に送付された 求釈明書を被告が入手し、被告が広く 懲戒請求者に対してこれに回答しないよう 呼びかけるなど、懲戒請求者に対して 影響力を行使しようとしていること。	写し
		H19.11.12付(同10.13ころ作成)		
		被告		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
	16	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明書を受領した方へ(2)』	同上	写し
		H19.11.11付(同10.13ころ作成)		
		被告		
	17	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明書を受領した方へ(3)』	同上	写し
		H19.11.13付(同10.17ころ作成)		
		被告		
6		たかじんのそこまで言って委員会 放送エリア	本件番組の放送地域を示した番組のホームページを印刷したもの。 本件番組の放送地域。	写し
		H19.9.3		
		讀賣テレビ放送(株)		
7		FrontPage-21人の弁護士に懲戒請求を求める	H19.7.29時点において存在した原告らに対する懲戒請求を呼びかけ、テンプレートを配布するホームページにおいて、本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
		H19.7.29		
		不明		
8	1	懲戒請求テンプレート集	H19.7.11の時点において、原告らに対する懲戒請求を呼びかけ、テンプレートを配布するホームページにおいて、本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
		H19.7.11		
		「杉浦憲二」と称する者		
	2	懲戒請求書(テンプレート)	甲8号証の1のホームページで配布されていたテンプレートの内容。	写し
		不明		
		不明		
9		教えて!Goo 山口県光市母子殺害事件の弁護士への懲戒請求について	懲戒請求を署名運動のようなものと誤信し、取下げの方法を相談している請求者の投稿と、これに対して被告の本件発言を紹介して「怖気付く事はない」というアドバイスがされていること。	写し
		H19.8.1		
		不明		
10		綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規	広島弁護士会における綱紀手続の内容(『広島弁護士会関係会則集』から抜粋)。原告らに弁明等の負担が生じていること。	写し
		H16.2.27		
		広島弁護士会		

証拠 番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
11		平成18年度版 刑事弁護実 務(抄本)	刑事弁護人の刑事弁護人の最も 重要な任務は、被疑者・被告人の 権利・利益を擁護することであると されていること等。	原本
		H18.4.1		
		司法研修所 編		